佐野短期大学シラバス2013

	科目名 Subject Name	開講年次	開講学期	曜日・時限	
	行政書士講座Ⅱ public notary Ⅱ	2年	後期	別途、時間割参照	
単位数 授業の形態		授業の性格			
2単位	講義	選択			

当該科目の理解を促すために受講することが望まれる科目

法学・日本国憲法・行政法Ⅰ・行政法Ⅱ・民法Ⅰ・民法Ⅱ・不動産関係法・商法

同時に履修しておくことが望まれる科目

法律系科目

担当者に関する情報							
氏名	研究室の場所	オフィスアワー	電話番号・メールアドレス				
髙須則行	非常勤講師 室	出講日	授業中に指示します				

1824年度以前の入学者を対象とする科目である。この授業では、行政書士に必要とされる知識にポイントを絞って、民法、商 法、基礎法学を中心にそれらの知識を、具体的な問題を解きながら、確認し、さらにそれらの発展的知識を獲得するように説 明する。

授業の到達目標

行政書士としての

- ①民法に関する知識を理解することができるようにする。 ②商法に関する知識を理解することができるようにする。
- ③基礎法学に関する知識を理解することができるようにする。

講義形式で行いますが、その都度、受講生の皆さんに質問し、自らの考えを述べてもらいたいと思っています。そのような双 方向の授業を心掛けていきたいと思います。

学習の成果

行政書士としての

- ①民法に関する知識を理解し、説明することができる。 ②商法に関する知識を理解し、説明することができる。
- ③基礎法学に関する知識を理解し、説明することができる。

	授業のスケジュールと内容				
	第1回目	民法(1):総則〔人〕			
	第2回目	民法(2):総則〔法律行為〕			
	第3回目	民法(3):総則〔時効〕			
	第4回目	民法(4):物権〔総論〕			
	第5回目	民法 (5) :物権 [占有権・所有権]			
	第6回目	民法(6):担保物権〔抵当権〕			

第7回目	民法(7):債権〔総論〕					
第8回目	民法(8):債権〔契約〕					
第9回目	民法(9):債権〔不法行為〕					
第10回目	民法(10):相続					
第11回目	商法総則・商行為					
第12回目	会社法(1):株式会社;株主の権利					
第13回目	会社法(2):株式会社;株式会社の機関					
第14回目	基礎法学:法の理解					
第15回目	まとめと定期試験					
成績評価の力 評価の	法と基準					
評価6	り領域	割合	評価の基準			
授業参加態度						
レポート						
調査報告書						
小テスト		50%	基本的・個別的知識の理解度			
中間・学期末試験 4		40%	発展的・全体的知識の理解度			
発表内容(態度含む)						
その他						
教科書と参考図書						
ETT-AO = Primit: (-y-++1 Abr = k-y-1 (DAC - OO 1 O)						

『平成25年度版 行政書士合格テキスト』 (TAC・2013)

履修上の心得・ルール

教科書を持って来て、授業に参加することは当然ですが、念のためにここに記載しておきます。テキスト・資料(配布プリント)・六法は必ず持ってくること、板書の内容は整理してノートに取ること。